

平成21年度長崎県食品ウォッチャー第1回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成21年度第1回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、204名（女性：192名、男性：12名）

2 活動内容

- ①日常の買い物活動の中で食品表示等に関する監視活動を行い、問題があった場合に情報提供
- ②監視活動の結果について定期的報告（年間3回）
- ③県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加

3 活動結果

①食品表示等に関する情報提供内容

件数44件（平成21年5月～平成21年10月28日）

食 品 分 類					情 報 区 分					結 果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
2	5	8	28	1	39	0	1	0	4	21	11	12

②第1回定期報告の概要（10月28日現在）

調 査 期 間	平成21年5月～8月31日
調 査 店 舗 数	延べ13, 244店舗
調 査 食 品 数	延べ69, 110点（生鮮食品41, 566、加工食品27, 544）

③研修会の開催

○第1回（平成21年5月8日～5月29日）

県内9カ所で実施

長崎会場、諫早会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者168名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

○第2回（平成21年9月8日～11月25日）

県内9カ所で実施

長崎会場、諫早会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者93名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

4 主な情報提供及び対応内容

疑 問 点	対応・処理内容
★表示が英語でしか表示がなかった。日本語での表示が必要ではないのか。	調査した結果、通常は包装から取り出した無包装のものを店頭に並べているが、当該品は包装のまま販売してしまったものであった。店長と販売員に対し、適正な日本語による表示をしていないものは店頭に並べて販売しないよう指導した。今後は、包装したものを販売する場合は、日本語表示して店頭に置くとのことであった。
★パックに入れて販売されてあった魚に産地表示がなかった。	調査当日は、適正な表示がされてあったが、ウォッチャーがチェックした日は表示漏れの可能性があったため、今後は漏れないよう適正な表示をするよう指導した。
★生しいたけに栽培方法の記載がなかった。	調査当日は、生しいたけの販売がされていなかったが、店に確認したところ、生しいたけに栽培方法の記載が必要なことを知らなかったため、ラベル等の改善を行い、適正な表示をするよう指導した。
★消費期限切れの商品が販売されていた。	調査の結果、同じ商品は販売されていなかったが、他の商品で消費期限切れを販売しているものが確認された。すぐに店頭から撤去させ、今後は消費期限切れの商品を販売しないようチェック体制を徹底するよう指導した。
★刺身の盛り合わせに生食用である旨の表示がなかった。	調査当日も、刺身の盛り合わせに生食用の表示がないものが確認された。パックされた刺身には生食用の表示が必要であるため、適正に表示するよう指導した。
★弁当に製造日の記載がなかった。消費期限のみ記載があった。	消費期限または賞味期限は表示義務があるが、製造日表示は任意表示であるため、記載義務がないため問題なし。
★包装されて販売されてあったアンパンに表示が一切なかった。	販売店を調査したところ、パンの製造業者が表示シールを貼って納品されているとのことであったが、貼り忘れかとはがれた可能性があるため、製造者には確実に表示を貼り付けるように、また販売店には納品時に表示確認を徹底するよう指導した。